

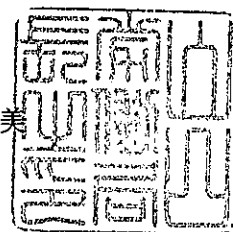
山口地方最低賃金審議会専門部会委員の候補者の推薦に関する公示

山口労働局一般公示第 60 号

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 25 条第 4 項において準用する同法第 23 条第 1 項及び最低賃金審議会令（昭和 34 年政令第 163 号）第 6 条第 4 項において準用する同令第 3 条の規定に基づき、山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金の改正決定に係る専門部会の委員を任命したいので、山口県の区域内で鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者又はこれに使用される労働者（これらの団体を含む。）は、下記「山口地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領」により、それぞれ労働者を代表する委員又は使用者を代表する委員の候補者を推薦されたい。

令和 8 年 7 月 6 日

山口労働局長 鈴木 輝美



記

山口地方最低賃金審議会専門部会委員候補者推薦要領

1 推薦者資格

- (1) 労働者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、山口県の区域内で鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者に使用される労働者又はその団体であること。
- (2) 使用者を代表する委員の候補者を推薦する資格を有するものは、山口県の区域内で鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業を営む使用者又はその団体であること。

2 候補者資格

候補者は、国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 38 条の各号のいずれにも該当しないものであること。

3 推薦手続

(1) 推薦の方法

推薦に当たっては別紙様式の推薦書により、それぞれ推薦すること。
また、推薦に当たっては、推薦書に内諾書及び履歴書を添付して提出すること。

(2) 推薦締切期日

令和 8 年 7 月 24 日

(3) 推薦書の提出先

山口労働局労働基準部賃金室

(山口市河原町 6 番 16 号 山口地方合同庁舎 2 号館)

令和 年 月 日

山口労働局長 鈴木 輝美 殿

推薦者（代表）

住 所

氏 名

（団体の場合は所在地、名称、代表者氏名）

山口地方最低賃金審議会山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金専門部会の 者代表委員の候補として下記の者を内諾書添付のうえ推薦します。

記

氏 名	年 齢	現職（現在の職業、所属団体、地位をすべて記入すること）	略 歴

内 諾 書

山口労働局長 鈴木 輝美 殿

令和 年 月 日

氏 名

私は、山口地方最低賃金審議会山口県鉄鋼業、非鉄金属製錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業最低賃金専門部会委員に任命されたときは、就任することを内諾します。

